部活動に係る活動方針

令和6年4月

基本方針

部活動を通して心身の健全育成を図るとともに、社会に通用する人間力(生きる力)を育む ~地域・学校・競技種目に応じて多様な形で最適に実施することを目指す~

◆適切な運営のための体制整備

- ・部活動顧問の複数配置(負担軽減)
- ・校長は「部活動に係る活動方針」「年間活動計画」を学校 HP で公表する。
- ・円滑に部活動を実施できるよう、必要に応じて外部指導者の活用に努める。
- ・情報の共有を図り、適切な指導方法、事故やハラスメントの防止、その他必要な内容についての 研修の機会を設ける。

◆合理的で効果的な活動の推進

- ・体罰 (言葉によるハラスメント等も含む) 根絶の徹底
- 事故の未然防止(施設・設備の点検実施)および、AED使用の研修実施
- ・活動中については、生徒の安全を最優先とする。特に、気候変動時や夏季においては「落雷」、 「熱中症予防」等について十分に注意を払う。
- ・トレーニングの効果を得るための合理的で、効率的・効果的な科学トレーニングの導入に努め、 生徒が主体的に取り組む力を育成する。
- ・短期的な成果のみを求める指導ではなく、生徒の将来を見据えた指導を意識し、スポーツ障害や バーンアウトの予防に努める。
- ・顧問は部員の体調を適切に把握しなければならない。また、過度のトレーニングを強制してはならない。

◆適切な休養日等の設定

- ・週当たり原則2日以上の休養日を設ける(平日1日、土日1日)。
 - 原則として土日どちらかを休養日とする。
 - (ただし、大会や練習試合等で両日活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上になるように休養日を別日に振り替える。)
- ・定期試験1週間前及び定期試験中(最終日を除く)の部活動は原則禁止 (ただし、大会が試験終了後原則3週間以内に開催される場合は、校長の許可を得て行うこと ができる。)
- ・1日の活動時間は、道具等の準備や後片付けの時間を除き、原則、平日2時間程度、休業日3時間 程度とする。(ただし、練習試合、遠征等は除く。)
- ・長期休業中も学期中に準ずる。

◆大会参加の見直し

・参加する大会は、日本や九州、各自治体の連盟や協会が主催、共催、後援する大会とする。それ以外の大会への参加については、生徒に与える教育的意義や、生徒及び部顧問の負担等を考慮して精査し、校長が特に認めた場合のみとする。

◆活動方針の見直し

・この活動方針は、毎年年度末に見直すこととする。